明治二十八年十月三十一日木曜日 舊暦乙未九月十四日（辛、亥）

（西暦一千八百九十五年）三百四日 六十一日

年始より年末まで

日出午前六時三十分 入午後五時三十七分
月出午後三時三十二分 入午前三時五十二分
滿潮午後四時十一分

明治二十八年十月三日 遞信省認可

時事新報

明治二十八年十月三十一日 第四千四百二十四號 （定價金二錢五厘）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には安號詳細なる商況物價の

時事新報

鐵道營業者の覺悟は如何

政府が鐵道敷設の範圍を廣にして容易に新線路の出願を許可せざるは既設の鐵道をして專有の弊に陷らしむる大原因にして國家の爲めに不利益極まる拙策なりとの次第は我輩の兼てより主張して已まざる所なりしが本年戰勝の結果として實業社會一般に非常の活氣を現はし來りしと共に新鐵道の計畫は全國各地に勃興し發起者は互に競爭して先驅權を得んことに汲々たるの有樣なる其一方に於て鐵道に關する世人の智識も大に進歩して我國の鐵道營業は歐米の現況に比して殆んど兒戲に等しとの感覺は一般人の腦裏に染込み隨て鐵道の專有を養成する政府の政略に對して不平を抱く者漸く多からんとするの有樣なれば假令ひ今後當局者が如何に力を盡して舊來の頑固政略を持續せんとするも大勢の赴く所、固より敢し得べきに非ず今より數年を出でずして日本國中、到る處に新鐵道を出現し各線互に爭ふて乘客貨物の得意を求る競爭時代の到來は鏡に懸て明なり就ては我輩が今日特に官私鐵道の營業者に向て勸告する所のものは他にあらず此際斷然舊來の因循主義を廢棄し專ら進取活潑を旨として營業法の大改革を決行し以て他日競爭の世の中に狼狽せざるやう今より之に用意するの一事なり抑も我國の鐵道營業者が現今の如くに其業務を怠り恰も舊時の役人が百姓町人を遇するの拙法を以て乘客荷主を取扱ひ唯自家眼前の損得を主として毫も公衆の便利を謀るの意なく我儘勝手に働きながら尚は其得意を失はざるのみか却て年利益の增加を見る者多きは果して何故ぞや畢竟するに彼等が僅要の線路を專有して他の競爭を許さゞるが爲めのみ若しも今日何處にもあれ既設の線路に並行して新鐵道を造り其營業の方法に注意して今少しく公衆の便利を謀るものの出で來らんには誰れか復た不便利を忍び不愉快を我慢して現在の鐵道を使用する者あらんや日本の鐵道營業者が今日の如き不都合なる營業法を以て今日の如き利益を收めつゝある所以の者は全く政府の干渉政略の爲めに彼等が圖らずも專有特許の私權を掌にするの結果にして寧ろ僥倖の賜と云ふも可なり假りに地を替へ彼の競爭の盛なる米國などに於て彼等の如き心得を以て營業すゞ者もあらんには立ろに失敗破産して人の笑となるや疑ある可らず我輩は我國の鐵道業に從事する者が今日の安逸に慣れて他年競爭時代の到るに及び給も金衣玉食の貴公子が俄に俗世界の艱苦に接して進退に當惑する者と同樣の境遇に陷るなからんやとを具れ〳〵も警告する者なり

官報

●勅令

勅令第百五十號

外交官領事官及貿易事務官更代ノ際ニ於テ臨時增員スルコトヲ得ルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年十月二十九日

內閣總理大臣侯爵 伊藤博文
外務大臣臨時代理
文部大臣侯爵 西園寺公望

勅令第百五十一號

航路標識管理所ニ兼任ノ技師書記及技手ヲ置クノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年十月二十九日

內閣總理大臣侯爵 伊藤博文
遞信大臣 白根專一

勅令第百五十號

外交官領事官及貿易事務官ヲ更代セシムルトキハ定員ノ外ニ臨時增員スルコトヲ得但增員ノ日ヨリ六箇月以內ニ定員ニ復スヘシ

特命全權公使辨理公使代理公使ハ通シテ六人
公使館一等書記官公使館二等書記官公使館三等書記官ハ通シテ四人
總領事一等領事二等領事貿易事務官ハ通シテ五人

內閣總理大臣侯爵 伊藤博文
外務大臣臨時代理
文部大臣侯爵 西園寺公望

雜報

○臺灣通信（承前）

土庫の占領

十月十三日於嘉義城 卷水生特報

軍隊區分は前日通りにして七日の午前六時に西螺街を出發し土庫方面に向ふ前日に於ける右側枝隊の命令は左の如し

一、敵狀に就て得る所なし
二、枝隊は明日土庫に向て前進せんとす
三、搜索騎兵は午前六時三十分前哨線を通過し該方向を搜索すべし
四、午前六時三十分當地の南端を發し土庫に向て前進すべし
五、（前日の命令に同じ）
六、（同上）
七、（同）

（十月六日午後八時於西螺街）右側枝隊長坂井大佐前衛は行くゝみと一里許にして新虎尾溪に出でたるも水淺くして徒涉し易く無事に經過して前兵の土庫に近接せんとする頃敵兵南門を閉鎖し門內より我に向て射擊を始め我兵之に應じて射擊を爲しつゝ進んで南門に迫り第一中隊の豫備一等卒川本房吉突入して門を開かんとし狙擊せられて右手を傷く依て尖兵長木下少尉更に西側に向ふ此時第一中隊の戶川少尉と第四中隊の國分少尉とは各方面を偵察して來るに會し俱に共に力を戮せて直に東側に向ふ坂井枝隊長は敵の頑固なる抵抗を爲すを見砲兵をして南門を砲擊せしめ之を粉碎する間もなく第四中隊突貫を試み第三中隊亦之に合して村內の敗兵を射撃す既にして村中火起り黑烟天に漲る折しも西風吹き來みて延燒隣村に及べり予は此日北斗を出で刺桐巷に到るの途中遠に之を望んで我右側枝隊の那邊にさぞ進みたるかと想像し居たり

ナンボーケーの占領

●●八日には第三中隊長前兵を指揮して土庫を發し川を渡り奥化店に達したり土庫に於ける前日の命令左の如し

一、敵狀に就て得る處なし
二、枝隊は明日双溪口を經てチンボーケーに向て前進す
三、搜索騎兵は午前六時三十分前哨線を通過し双溪口及びチンボーケーを經て王厝店の方向を搜索すべし
四、前衛は午前六時三十分當地の南端を發し双溪口を經てチンボーケーに向ひ又王厝店を搜索すべし
五、（前日同樣）
六、同
七、同

（十月十七日午後六時土庫に於て）右側枝隊長 坂井大佐

前兵の奥化店に達せんとするや敵兵大小銃を打出したるを以て尖兵長岸少尉直ちに部下を散開して之に應戰しつゝ敵の左翼に出でたり第四中隊も亦本隊の先頭にありて同方面に出で枝隊は北より南に出づ此時東端の竹藪より又々狙撃するものありたるを以て砲兵をして砲撃せしむ此戰に榊內忠吉氏敵丸のため胸部を打たれて戰死す是に於て午前七時三十分全く同地を占領し南方の畑中に一同休息す夫より尙ほ進むみと二千メートル餘にして双溪口に達するや同地の西方より我尖兵に向て頻に發砲するものあり續いて第二中隊の進軍するや射撃せす〳〵急なれば枝隊長は砲兵に命じて之を擊攘せしむ既にして村內火起る此時第四中隊は敵の右方に進みしが敵亦竹圍の家屋に據りて堅固に防禦し居るのみならず其周圍に堀を穿ちたるを以て容易に近く能はず而して第四中隊の各兵は彈丸雨に蹈きんとす依て砲兵より砲擊せんみとを求む枝隊長此有樣を視て直ちに砲兵を第一陣地より右方十メートル餘の高處に移し砲擊を加へしめ第四中隊は勢を得堀を超えて突貫す他の一方には第二中隊、第三中隊等双溪入口に進入して行く〳〵火を放ち砲兵をして再び敗兵を砲擊せしむ殺傷最も多し此戰一人にして多きは十五人餘敵兵を斃したるものありとなりかくて全く同地を占領せしは十一時三十分なれば同地にて晝飯を喫し再びチンボーケーに向て前進し無事にチンボーケーを占領し同地に村落露營を爲したり

嘉義城西門の進擊

右側枝隊は双溪口に於て激戰の後無事にチンボーケーを占領して露營地に就くや喜ぶべき報道到れり即ち左の如し

坂井歩兵大佐は十月三日少將に昇任し近衛歩兵旅團長に補せらる
須永歩兵中佐爾後枝隊の指揮を執らる
同枝隊命令

一、南方の敵狀に就て得る所なし師團歩兵及び左側枝隊は本日に至る間頑固なる敵の抵抗を受くるも之を擊攘して豫定の位置に達せり
二、枝隊は明日三厝店をを經て嘉義に向て前進せんとす
三、諸隊は明日午前六時三十分迄に雲霧寺集合場に集合すべし
四、予は午前六時三十分集合地にあり

（十月八日午後九時チンボーケーに於て）大隊枝隊長須永中佐

十月九日警明裝を整へ豫定の出發陣地に至る此日は三面合擊敵の堅城と恃める嘉義を占領する計畫なれば各枝隊とも曾行を急ぐ右側枝隊の前兵の二千メートル餘り進んで河流を渡り又一里半餘にして廣流たる水田中に出るや方向更に分らず推察を以て南方の竹林に向ひ進むみと數町にして嘉義を覺しき方面の西方に日章旗